



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 小島 隆也
東京都文京区林友ビル6階
〒112-0004 電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

■平成30年度第1回正副会長・支部長会議を開催

1. 当連盟は8月27日(月)、三會堂ビル(東京都港区)において、平成30年度第1回の正副会長・支部長会議を開催した。出席正副会長支部長は9名。

また、林野庁からは、木材産業課猪島浩浩課長及び同課牛尾光課長補佐並びに業務課田口護企画官等にご出席頂いた。会議では、西垣泰幸会長挨拶並びに猪島課長及び田口企画官から御挨拶頂き、その後、最近の情勢報告及び林野庁からの情報提供等が議題として、取り上げられた。更に、別途、合法木材事業者等認定審査委員会が開催され新規・継続分の審査が行われた。

2. 西垣会長は、「最近の台風・豪雨は、これまで経験のないような規模、地球温暖化が一因とすれば、林業・木材関係者として、その仕事を通じて、環境問題に取り組んで行こう。7月の豪雨災害等で亡くなられた犠牲者の方々の御冥福をお祈し、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げる。昨年度の住宅着工戸数は94・6万戸で3年ぶりの前年度割れ、木造住宅は54・2万戸と3年ぶりに減少。貸家は、相続税

対策の一巡などにより減少続き、建築費や労務費の上昇等から持家等も減少が続いている。今年度は、90万戸台半ばから前半との見方。豪雨災害等の復旧・復興需要等と供給に係るインフラ等の復旧いかんでは、需給の逼迫等の懸念も。未来投資戦略2018で「林業改革」を具体的施策として掲げられ、①原木生産の集積・拡大②木材需要の拡大と共に③生産流通構造の改革等に取り組むこととしている。林業・木材業界において、マーケットインの発想へのシフトが何われ、需要と供給のマッチングの観点等から時宜にあった政策と思われる。ただ、最も弱い山側ばかりにしわ寄せが行くようなことのないよう、川上・川中の状況も十分にお汲み取り頂きながら進めて頂きたい。米国に端を発した関税措置等による経済摩擦の先行き、原油価格、新興国経済の減速及び為替など様々な懸念材料があり、景気並びに木材市況等の先行きは、極めて不透明な状況。情勢変化に対応した速やかな判断の材料となる情報の会員への御提供にも心がけたい。「需給情報共有活用対策事業」の事務局を御引受け頂いている会員に深く感謝、会員の積極的な参加をお願

いする。」旨挨拶した。

3. 猪島木材産業課長から、「本年度の豪雨災害犠牲者のご冥福をお祈りすると共に、被害を受けられた方々へのお見舞いを申し上げます。林野庁として災害復旧木材確保対策連絡会議を開催。広島市からの要請に基づき、県木連の協力で角材1,000本提供。岡山県、広島県及び愛媛県の応急仮設住宅も48%が木造で建設される。木材市場は木材供給体制の中で重要な役割を果たしており、関係者の尽力に感謝。成長産業化実現に向け、木材の安定供給・需要創出での活躍に期待。未来投資戦略2018においても意欲ある事業者が参画し情報交換等を行うフォーラムを設置することになっており、林業改革に取り組んで行く必要。地域の実態に応じ木材市場機能の高度化に取り組みんで頂きたい。」等御挨拶があった。業務課田口企画官から「国有林材の安定供給の状況。国有林の丸太販売の約7割を占めるシステム販売について、



正副会長・支部長会議の様子

ルールを改正する手続きを進めており、①届ごとに異なる審査基準の統一②企画提案書の様式変更③インターネットによる申請を可能とする等の内容。今後、局での説明や局HPでの周知を考えているので、局からの情報に注意願いたい。長期大ロットの立木の伐採・販売という形での使用収益がでる権利設定等民間活力導入を検討中」等説明があった。

4. 最近の業務・情勢報告
事務局から、7月豪雨災害被害状況、平成30年度JAS展、情報共有活用対策事業、税制要望、CW法、木材アドバイザ1講習会、未来投資戦略等、全国森林計画、建築基準法改正等について説明・報告し、了承された。

5. 林野庁からの情報提供等
木材産業課牛尾補佐から、「未来投資戦略2018」の林業改革の内容のうち、生産流通構造の改革について国産材の需要拡大の10年後の将来イメージ、林業の成長産業化に向けた改革の方向性、流通全体の効率化、改革の工程表等について情報提供を頂いた。

質疑応答では、①中小製材工場の今後②大型木造施設等の大ロット製材品の調達③県産A材需要拡大と原木不足等について質疑が交わされた。

6. 次期理事会開催及び豪雨災害見舞金次期理事会の開催日程については、説明、協議され、次期理事会については、平成30年11月12日(月)開催が決定された。また、豪雨災害等で大きな被害のあった中国支部及び四国支部への見舞金についても承認された。

### ■林野庁表敬訪問 長官及び次長を訪問・懇談

平成30年8月27日、正副会長・支部長会議終了後、西垣泰幸会長を始め副会長・支部長等10名で、林野庁を訪れ、共に今夏新任の牧元幸司長官及び本郷浩二次長を表敬訪問し、「政策提言」を手交して、親しく懇談させて頂いた。



牧元幸司長官表敬の様子



本郷浩二次長懇談の様子

### ■全国森林計画策定の動き

農林水産省は、5年に1回策定される全国森林計画の策定作業を進めている。概要は、以下の通り。

- I 趣旨 全国森林計画は、農林水産大臣が、森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即し、5年ごとに15年を1期として、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする計画。
- 次期計画の計画期間は、平成31年4月1日から平成46年3月31日まで15年間。(現行計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成41年3月31日まで)
- II 次期全国森林計画の策定のポイント
  - 1 全国森林計画は、森林法の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、農林水産大臣が5年ごとに15年を1期としてたてる計画であることから、森林・林業基本計画が策定された平成28年5月以降に生じた新たな施策の導入等を踏まえ以下の記述を追加。
  - ①平成31年4月の森林経営管理法の施行に伴う森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の導入
  - ②平成29年7月の九州北部豪雨の流木災害を踏まえた流木対策の推進
  - ③花粉症対策に資する苗木の供給拡大を踏まえた花粉発生源対策の強化
  - ④農水・経産両大臣が設置した研究会において平成29年7月に取りまとめた報告書を踏まえた木質バイオマス利用の推進

2 さらに、従来の取組に加え、森林経営管理制度の導入等により、①多様で健全な森林の整備及び保全の促進

育成複層林面積・現況105万ha ↓ 計画期末案187万ha等(育成複層林の増加面積・現行計画比138%)

②森林資源の循環利用の促進  
主伐・伐採材積・現行計画3億1千万㎡ ↓ 次期計画案3億8千万㎡  
人工造林面積・現行計画85万ha ↓ 次期計画案103万ha等  
(いずれも現行計画比121%)を確実に推進。

※現行計画 平成26年4月1日〜平成41年3月31日(15年間) 次期計画 平成31年4月1日〜平成46年3月31日(15年間)

### ■フォークリフト作業の災害防止

フォークリフトによる荷役運搬作業での死亡災害が増加しています。フォークリフト作業で、後退中にフォークリフトに「追突された。」労働災害が多く発生しています。労働災害の撲滅に向け、基本を守って、安全作業に努めましょう。

- 1. 「フォークリフト作業における災害再発防止対策」
- ①運行経路、作業方法等を示した作業計画を作成すること。「作業計画書、ヨシ！」
- ②運転者及び作業者に、作業手順、連絡方法等作業の安全な事項について、十分な打ち合わせを行うこと。
- ③フォークリフト作業を行う場合、一定

の合図を定め、運転者及び作業者間で確実に合図を行うように徹底すること。「合図、ヨシ！」

④運行経路の表示、立入禁止区域の分離を徹底すること。「立入禁止区域分離表示、ヨシ！」

#### 2. 災害事例

①災害事例1 製材工場の建物前の通路で、製材品の仕分けをする作業を行っていたところ、前進してきたフォークリフトに跳ねられた。

#### 【原因】

ア フォークリフトの運転者が、前方の安全を確認していなかったこと。また、通路を作業場を使用したこと。

イ フォークリフトの通行経路を明示していなかったこと。

#### 【対策】

ア フォークリフト作業中は常に進行方向の安全を確認すること。

イ 工場内のフォークリフトの運行経路を定め、表示すること。

②災害事例2 フォークリフトの荷が製材品の極に触れ、崩壊した極の製材品の下敷きになった。

#### 【原因】

ア フォークリフトの走行路幅を4mしか確保確保していなかったこと。

イ 極付作業現場に立ち入ったこと。

#### 【対策】

ア フォークリフト作業では、運搬する荷の大きさ、種類等に応じてフォークリフトの走行路等に関する作業計画を作成すること。また、作業指揮者を定

め、作業計画により作業の指揮を行わせること。

イ 極付又は極崩しの作業を行っている作業場では、関係者以外の者の立入を禁止すること。

(当該記事の内容については、「林材業 労災防止協会」発行の「林材安全2018年7月号」に基づくものである。)

### ■林野庁との意見交換会開催 (全市連東海支部)

平成30年8月20日(月)、林野庁木材産業課流通班担当牛尾光課長補佐が西垣林業名古屋本社を訪れ、製品市場を視察すると共に、全市連東海支部会員との意見交換会に出席された。意見交換会には、

牛尾課長補佐の他、当連盟西垣泰幸会長、石井保治東海支部長・副会長及び鈴木和雄愛市連理事等計23名が出席した。西垣会長の挨拶に続き、牛尾課長補佐から、最近の林野行政の情報として「未来投資戦略2018(林業改革)」の生産流通構造の改革について説明があった。その後、意見交換・質疑の時間が設けられ、会員側から①大型製材工場以外の取り組みや役物の根強い需要に対する支援策②今後支援対象とする事業者の規模③東海地方の原木市場及び製品市場の具体的な現状等が、林野庁からは①皆伐・再造林が進められる原木価格②原木価格が上がる理由いかん等に関する質疑があった。林野庁から、①国の指針は国際競争力も念頭に置いたものであるが、中小を無視しているわけではない②大型工場と中小製材所の棲み分けの必要

性③需要拡大の必要性等の提案があり、多方面から知恵をお借りし、取り組みたい旨取りまとめがあった。

東海支部からは、森林のない市町村での森林環境税の用途への期待、木材市場は、様々な活動をしており、それぞれの地域にあった役割を果たして行くことが必要との取りまとめがなされた。

### ■木材サミット2018の概要

平成30年7月25日(水)に大建工業(株)東京事務所(秋葉原)において「木材サミット2018」が開催された。木材サミット連絡会に参加している20団体等から合わせて合計38名が出席した。

#### I. 報告

(1) F I T・バイオマス発電に関する調査

(2) 「木材利用と地球環境」に関する刊行物の出版

(3) 「木材教育に関する情報提供会」木材教育の今後を考える」の開催

#### II. 主要課題

1. 最近の木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

1-1 森林環境税について  
林野庁林政部木材産業課木材製品技術室長 齋藤 健一氏による講演「林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて」が行われ、その中で「森林環境税の概要と施行に向けたスケジュール」について詳しい説明があった。講演の後、齋藤室長との意見交換を行った。

1. 2 総合的課題

(1) 木質ボードの認知度が低い

(2) 新たな展示会の取組

(3) 木材産業におけるSDGsおよびESG投資への対応

(4) 外国人労働者の確保(外国人実習制度の対象業種の追加等)

(5) 環境税の知名度、関心度は地域により対象者の社会経済的立場により異なるとするれば、異なるアプローチが必要

1. 3 HWP(伐採木材)、地球環境問題等の動向

(1) マテリアルリサイクルの炭素固定の定量化と評価

(2) 再造林放棄問題

(3) HWPの廃棄も考慮したCO2蓄積量とカーボンクレジットの動向

1. 4 F I Tによるバイオマス発電

(1) 本年度以降の新規稼働設備の影響

(2) 既存事業者への影響に配慮

(3) F I T制度導入による木材価格への影響の把握

(4) 熱電併給事業の拡大

(5) 再造林の徹底、エネルギー変換効率の向上等

1. 5 公共建築物等における木材利用状況・オリンピック・パラリンピック関係施設

(1) 現在建設中の新国立競技場の施設に防腐処理木材が使用されている

(2) 木材利用率の向上 和の文化の発信

(3) 木造建築の防耐火  
(4) 民間建築物・中高層建築物の木造・木質化の推進  
(5) まだ普及について十分ではなく、

その方策と木の良さとも良くないことの説明が必要

1. 6 「合法木材伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関する動向

(1) 施行5年後の見直しに向けて

(2) 国産材の流通コストアップと合法性確認

(3) CW法に関する木材関係者の構え

(4) クリーンウッド法のインセンティブ

1. 7 団体独自の動向や新しい課題等

(1) P E F (Product Environmental Footprint、環境フットプリント)の動向

(2) 適合チップ認定制度の創設

(3) 中大規模木造建築物の担い手の確保・育成

(4) 働き方改革、物流改革

(5) 木造化に関する政策課題に応じた諸活動

(6) 木材研究成果の発信力強化と木材教育強化

(7) コンクリート・鉄からJAS木材製品への需要拡大事業

2. F I T制度によるバイオマス発電について生じている問題等の事例集約

(1) 情報開示が望まれるポイント  
① 塩素分やアルカリ(Na, K)等の除去装置が無い非対応設備は公表が望まれる。

② 林野庁の調査で発電が240機とあるが、非売電(自家消費)あるいは売電は98、自家消費135とあり、公表が望まれる。  
③ 認定されたが、新制度により事業者計

画認定されていない認定を早く削除することが望まれる

- ④ エネルギー庁の公表は、(1) 未利用2000 kw未満、(2) 未利用2000 kw以上、(3) 一般、(4) 建廃に分類されているが、実際は燃料ミックスが多い。ミックス比率とその算出基準を公開が望まれる。

(2) 各地で生じている問題の事例

- ① 全国的に、ガイドラインでは木材原料の各段階(伐採、製材、チップ等の業者のそれぞれの間)での証明の連鎖がないため、不適切な処理が行われる可能性。

- ② 四国地方では、発電燃料の需要増があるが、もともと急峻な地形により搬出コストが高いため、未利用材の価格が上がっており、コスト減の方策が求められる。

- ③ 九州地方では、ボード等に利用できない丸太が出てくるため、当初想定した間伐材の利用が進んでいない。

- ④ 東海地方では、型枠業者が有価でF1T用に出すこととなり、一部原料の入荷が悪くなり、既存産業への影響が出ている。板面表示による判断で適正な取り扱いがなされているかの評価が必要。

(3) 燃料の安定供給

発電事業者の、認可容量は、当初予想の602万〜728万kwに比べて12085万kwに増加し、1・6〜2倍となっている。近い将来、燃料の木質バイオマス不足が予想されるので、燃料の安定供給体制を確保することが必要。

3. 基本的・一般的活動、情報発信等の全般的重要課題

- (1) 木材産業におけるSDGsおよびESG投資への対応

全産業的に取り組むべき重要な課題であり、木材産業におけるESG情報の整理と潜在的優位性の活用方法の検討が必要。

- 4. 木材利用に関する教育・人材育成に関する課題

- (1) エコプロ等の展示会を通じて一般や木育イベントに参加

- (2) 啓発・単発的な啓発・単発的な講義などを目的とした講習会等への講師の派遣

- (3) 小学校や自治体の環境施設における出前講義

- (4) 大工・工務店及び建築士等の連携強化のあり方

当連盟の木材アドバイザー取得者は700名を超えたが、建築士連合会のCPD制度等を通じた建築士、大工・工務店等との連携を進めている。

- (5) 高校生・教師を対象とした木材産業見学会

- (6) 新卒学生、転職希望者に対する木材産業のPR

- (7) 外国人技能実習制度の活用

- (8) 林産教育と木材産業の現場で求められる人材教育充実のための技術士の必要性

- (9) 木材科学・木材工学を担う人材を教育するための教育コンテンツの作成

大学教員削減の影響で、ひとつの大学で木材科学・木材工学を担う人材を教育することが不可能となりつつあり、木材学会木材教育委員会においてレベルに応じた教育コンテンツ作成を検討。木材業界の要望を反映した教育コンテンツを作成したい、サミットメンバーも参画を。

- (10) 医学系研究者との連携
- (11) 木育派遣講師のリスト化

■ナイス名誉会長平田周次氏逝去

木材流通業界の伝説的な人物で、全市連副会長も務められた、ナイス名誉会長平田周次氏が7月23日に逝去された。享年92歳。告別式は近親者のみで営まれ、10月下旬にお別れ会が予定されている。木材の競売、木材市場の歴史は古く、現代とはそのシステムは同じではないだろうが、関西では江戸時代から記録にある。また、第二次世界大戦後、木材の統制が取り払われ、初めに木材市場での競売が行われたのも、大阪である。しかしながら、関東において、大阪をお手本として、関東に合った形での市売を氏が義兄西村定治氏と共に始められたのは、関東の木材流通業界にとって画期的な出来事であった。当時の国鉄鶴見駅構内で初市を開いたことは、伝説となっている。その後、首都圏の木材問屋から全国展開を図る総合住宅資材会社への発展の礎を築かれた。座右の銘は「無信不立」、Good, Simple & Strongのキーワードを掲げられていた。直接御存じの方もおられるでしょうが、木材流通業界の田中角栄的な人間的魅力を備えておられたそうです。心より、ご冥福をお祈りいたします。

雑記帳

私もそうだが高血圧等で塩分の摂取を控えておられる方も少なくないと思う。ならいつぞ塩分摂取をゼロにしたらいかがだろうか。敵に塩を送る、という故事があるが、上杉謙信は、武田信玄の高血圧症を悪化させるために塩を送ったのだろうか。ヒトは、熱中症対策にも有るように適度な塩分が不足すると、症状として、①めまい・ふらつき、②食欲減退・脱力感、③脱水症状・筋肉異常、④精神障害・こん睡状態など命に係わることになるそう。多くの生物は適量のナトリウムがないと生命を維持することができず、その供給源である塩は生命にとって欠かせないもの。当時、武田氏と敵対していた今川氏と北条氏は、武田領内への「塩留め」(塩を武田領へ移出することを禁ずる)を行い、海に面していないため塩を取ることが出来ない武田の領民は、苦しんだそうである。信玄の好敵手だった謙信は、義を重んじ、越後から信濃へ塩を送り、武田氏とその領民を助けたとのこと。故事の意味は、正しく理解しないとイケない。とはいえ、塩分の取り過ぎは高血圧、腎臓病、心臓病、脳卒中の要因・遠因となる。「日本人の食事摂取基準」では、1日当たり塩分摂取量成人男子10g以下、成人女子8g以下を推奨し、「高血圧学会ガイドライン」では1日6g未満を推奨している。要は、何事も偏りはいけないということ。過ぎたるは及ばざるがごとしである。食事はもちろん、何事においても、バランスを損なわない様、考えて行きたいものである。